

(イ) 注意喚起の地域区分

図表4-1-47のとおり県北部・中央地域及び九十九里・南房総地域の2地域に区分して注意喚起を行います。

(ウ) 注意喚起対象期間

通年

(エ) 注意喚起の判断基準の目安

一般環境大気測定局における当該日のPM2.5濃度の日平均値が、 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行います。具体的には朝及び昼の2段階で行います。

(オ) 注意喚起の方法

注意喚起の目安を超えた場合、注意喚起地域の県民を対象に、次の方法で広報を行います。なお、注意喚起は当日に限った適用となっています。

- ① 県ホームページでの情報提供
- ② 市町村等を通じた広報
- ③ メールを通じた情報提供（ちば大気環境メールに登録した県民の携帯電話等へ「高濃度になるおそれ」がある旨を発信します。）

ウ 発生源対策の検討

微小粒子状物質（PM2.5）濃度の低減には、これまで行ってきた工場や自動車等に対する粒子状物質対策が有効とされていますが、その発生メカニズムは十分には解明されていません。

このため、微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与割合の推定等の調査を26年度から実施しており、国等の関係機関と連携しながら効果的な対策を検討していきます。

(8) 大気情報管理システムの整備

本県では、昭和43年に環境監視テレメータシステムを全国に先駆けて設置し、その後、49年に発生源監視テレメータシステム、51年には同時通報システムの設置を行いました。

その後、順次、システムを更新し、その機能の充実・強化を図っています。

18年3月からインターネットにより、県内の大

気環境測定データ及び光化学スモッグ注意報等の発令状況について情報提供を行っています。

また、昭和45年度以降の県内全局の測定値（CSV形式）をダウンロードすることができます。

光化学オキシダント情報の電話による情報提供や、PM2.5の注意喚起情報を含めてメール（ちば大気環境メール）を通じた配信も行っています。

(ア) インターネットによる情報提供

パソコンから <http://air.taiki.pref.chiba.lg.jp>

携帯電話から <http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/top>

(イ) 電話による情報提供

043-223-3853、043-223-0551

(ウ) ちば大気環境メールの登録

パソコンから <http://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/smog/mailreg>

携帯電話から <http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/mailreg>

(9) 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

今日の大気環境問題は、社会システムや生活様式と密接に関わっており、大気環境を改善するためには、従来の法的規制に加え、県民一人ひとりが大気環境にやさしいライフスタイルに変えていくことが求められます。

特に、冬期は大気が安定し、窒素酸化物が高濃度になりやすくなります。

このため、ポスター・リーフレット等を用いて県民、事業者へ燃料使用量の削減や自動車使用の抑制等を呼びかけています。

また、駐停車時等の不必要なアイドリングを行わないことは、運転者一人ひとりが自主的にしかも比較的容易に実践できる大気環境の改善策であるため、8年度から「アイドリング・ストップ推進要領」を定め、各市町村及び事業者団体に協力を要請するとともにリーフレット等を用いて普及啓発を図ってきたところです。さらに、15年4月からはアイドリング・ストップを義務づけた「千葉県環境保全条例」が施行されました。

アイドリング・ストップやふんわりアクセル操作などを心がけて運転するエコドライブは、大気汚染物質や二酸化炭素の削減になり、燃費向上や交通安全にもつながるなど、すぐれた運転方法です。

そこで、マイカー利用者などにエコドライブの普及拡大を図るため、19年11月から八都県市（現九都県市）が共同して、エコドライブ講習会の開催や、ステッカー等を用いて県民、事業者に普及を図っています。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20日 (14～18年度の平均)	15日 (27年度)	注意報発令日数の半減 (30年度)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	94.4% (18年度)	100% (27年度)	100%達成 (毎年度)
二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	98.6% (18年度)	100% (27年度)	
二酸化いおう、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (18年度)	100% (27年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	69.4% (18年度)	87.3% (27年度)	おおむね達成します (30年度)
低公害車 ^{*1} の普及台数 (排出ガス規制かつ燃費基準に適合した自動車)	約25万台 (24年度)	— (26年度)	約77万台 (30年度)
(参考) 低公害燃料車 ^{*2} の普及台数	142,884台 (24年度)	267,411台 (27年度)	—
エコドライブ実践事業者の割合 (県内の事業所で使用している自動車の合計が30台以上の事業者)	61% (18年度)	92% (26年度)	100% (22年度以降毎年度)

※1 低燃費かつ低排出ガス認定車(燃費基準は平成27年度目標値)、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(低排出ガス認定車)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車。

※2 ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車。なお、「低公害車」の普及状況については、26年度分から国の統計取扱いが変更となり、把握できなくなったため、参考として低公害燃料車の普及状況を記載した。

(2) 評価

各指標とも基準年度に比べ改善が見られ、光化学スモッグ注意報の年間発令日数についても、基準年度に比べ減少しています。

エコドライブ実践事業者の割合も、目標の100%には至りませんでした。約30ポイントと大幅に増加しました。

(3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

- ・大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設 516 事業所 1,640 施設、揮発性有機化合物(VOC) 排出施設 25 事業所 71 施設、一般粉じん発生施設 70 事業所 291 施設、届出があった吹付けアスベスト等を使用した建築物等の解体等作業 134 件について、立入検査を実施し、必要な指導を行いました。

イ 指導

- ・環境保全協定締結工場に対しては、施設の新・増設等に当たって、30件の事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導しました。また、環境保全協定や各種指導要綱に基づく基準の確認を、法に基づく立入検査に併せて実施しました。
- ・その他の工場・事業場が県及びその関係機関の造成した工場団地等に進出する際の事前審査の件数は5件でした。

② 自動車排出ガス対策の推進

- ・ディーゼル条例に基づく事業所立入検査等で1,935台を検査し、不適合車826台に改善指導を行うとともに、ナンバープレート調査で22,976台を調査し、181台に対し指導を行いました。同条例の燃料規制については、路上検査で651台に対し燃料抜取検査を実施し、不正軽油等を使用していた車両は確認されませんでした。
- ・ホームページやパンフレット、イベント等の機会を通じて、県民向けの情報提供を行い、エコドライブを推進しました。

③ 大気環境等の監視

- ・127局の大気環境常時監視測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、主要27工場に対して発生源監視テレメータシステムによる常時監視を行いました。

④ 大気汚染緊急時対策の実施

- ・大気汚染緊急時として光化学スモッグ注意報を発令した日数は、27年度は15日（警報発令なし）と、26年度の12日に比べ増加しました。
- ・光化学スモッグ注意報を発令した際には、緊急時協力223工場に対し、原燃料使用量などの削減措置を要請するとともに、発生源テレメータシステムで措置状況を確認しました。そのうち27工場については、テレメータシステムにより発令時に通報するとともに、ばい煙等の削減措置状況を確認しました。また、テレメータシステムが整備されていない200工場・事業場のうち12工場・事業場については、立入検査等により確認しました。

⑤ PM2.5（微小粒子状物質）に対する取組

- ・PM2.5の監視体制の整備を進め、27年度には県内52局の大気環境常時監視測定局において常時監視を行うとともに、午前中のPM2.5測定値から、高濃度になるおそれがあると判断される場合、注意喚起を行っています。
- ・効果的な対策を検討するための基礎調査を26年度から実施しています。

⑥ 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発

- ・大気汚染の発生しやすい冬期において、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の低減を要請しました。
- ・事業者や県民に対し、暖房温度の20℃設定、自動車の使用抑制やエコドライブの実施など、環境に配慮した車の使用を行うよう普及啓発活動を行いました。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の届出のあった事業所に対しては、年間を通して計画的に立入検査を実施し、施設の維持管理が適正に行われていることを確認しています。
- ・ディーゼル条例やエコドライブの自動車排ガス対策により、大気環境は改善傾向にありますが、これまでの取組の効果の維持及び向上のため、引き続き取組が必要となります。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・工場・事業場に対しては、今後も引き続き、法や条例による立入検査等を行い、排出基準等の遵守状況を確認するとともに、環境保全協定や各種指導要綱に基づき、大気汚染物質の排出抑制の指導を徹底していきます。また、発生源テレメータシステムによる常時監視を継続して実施します。
- ・自動車排出ガス対策としては、引き続き、ディーゼル条例に基づく検査・指導を徹底するとともに、エコドライブの普及啓発事業を実施していきます。
- ・今後も大気環境常時監視測定局の計画的な機器整備と適正な配置を進めるとともに、PM2.5の成分調査を行います。
- ・事業者、県民双方に対して、大気環境改善のための普及啓発等を継続していきます。

図表4-1-47 低公害燃料車普及状況（平成28年3月末）

区 分		千 葉 県	全 国
自動車保有台数 (軽自動車及び二輪車を除く)		約 359 万台 (約 228 万台)	約 8,090 万台 (約 4,517 万台)
低 公 害 燃 料 車	ハイブリッド自動車	261,981 台	5,524,399 台
	*プラグインハイブリッド自動車	2,234 台	57,179 台
	*電気自動車	2,435 台	63,760 台
	*燃料電池自動車	13 台	632 台
	圧縮*天然ガス自動車	747 台	15,771 台
	メタノール自動車	1 台	9 台
	計	267,411 台	5,661,750 台

出典：(一財)自動車検査登録情報協会発行「自動車保有車両数」、「わが国の自動車保有動向」

※「低公害車」の普及状況については、26年度分から国の統計取扱いが変更となり把握できなくなったため、低公害燃料車の普及状況を示している。

第2節 騒音・振動・悪臭の防止

1. 現況と課題

騒音・振動・悪臭は直接人間の感覚を刺激して心理的妨害や情緒的妨害などの影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、県や市町村に寄せられる公害苦情件数のうち、これらによるものが大きな割合を占めています。

感覚公害については人によって感じ方やその影響が大きく異なるという難しさがありますが、寄せられる様々な苦情に対し円滑な対応ができるよう、県と直接担当する市町村の間で情報交換を行うなど、緊密な連携を図っています。

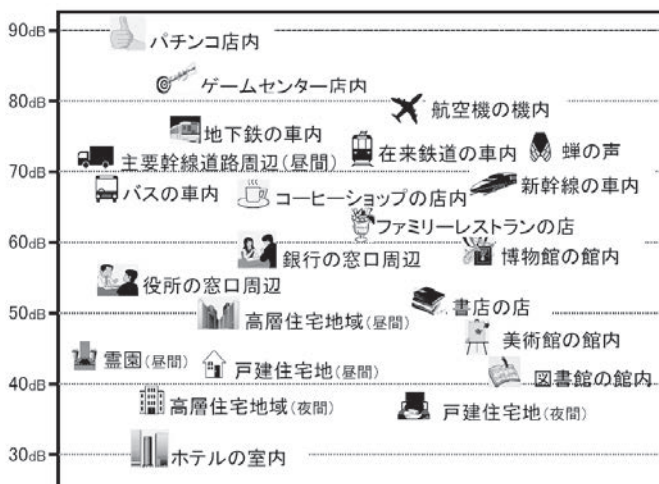
(騒音・振動)

騒音に関する苦情をその発生源別にみると、航空機の騒音や工事・建設作業に伴うものが大きな比率を占めています。工場や飲食店等の事業場からの騒音や、一般家庭からの生活騒音など、苦情の原因は多岐にわたります。

自動車は、産業活動や日常生活に広く使用されているため、走行量の多い幹線道路沿道の住宅地で自動車交通騒音が問題となっています。

そのため、国による自動車本体からの騒音低減のための規制強化を始め、関係機関による道路面や沿道環境の整備など自動車交通公害対策が進められています。

騒音の目安



出典：全国環境研協議会騒音調査小委員会

振動は、主に機械施設の稼働や自動車の運行等によって発生し、振動が大きい場合には、人の健康に対する影響や、壁のひび割れなどの物的被害を生じることがあります。

振動に関する苦情をその発生源別にみると、工事・建設作業等に起因するものが多くなっています。

(航空機騒音)

航空機騒音は、航空機から発生する*騒音レベルが高く、空港周辺の広い地域に影響を及ぼします。

本県では、成田空港、海上自衛隊下総飛行場、陸上自衛隊木更津飛行場の周辺地域や羽田空港の飛行コース下に当たる地域に影響を受けています。

県及び関係市町では、それぞれの地域について騒音調査を実施していますが、成田空港及び下総飛行場周辺の一部地域で環境基準が達成されていません。

このため27年度に、国等に対して環境基準の早期達成について要請しました。

また、成田空港、下総飛行場、木更津飛行場の周辺地域においては、関係法令に基づき住宅の防音対策等が講じられています。

成田空港については、23年10月に滑走路の運用方法が変更され、発着枠が拡大されました。

また、羽田空港については、22年10月のD滑走路供用開始に併せて離着陸経路が変更され、本県での騒音の範囲に変化が生じたことから、航空機騒音や飛行経路について県民の方々から多くの意見や苦情が寄せられています。

このため、関係機関と連携して、実態の把握や監視体制の整備に努めるとともに、国等に対し必要な対策の実施を求めていく必要があります。

(悪臭)

悪臭は、発生源が比較的身近にあることが多い公害です。

悪臭防止法が制定された当時(昭和46年)は、

畜産農業や化学工場など比較的原因物質が特定しやすい業種からの苦情がほとんどでしたが、その後飲食店などのサービス業が増加するに伴い、複合臭による苦情が増加してきました。

このような複合臭に起因する悪臭については、従来から行われていた特定の物質濃度による規制方式では、住民の感覚に沿った対応が困難な事例が多く見られます。

このため、人の嗅覚を用いて複合臭を測定する規制方式の導入など、より住民の感覚に合った効果的な悪臭問題への対応を進める必要があります。

(1) 騒音・振動の現状

ア 騒音の現状

(ア) 騒音苦情の実態

27年度の騒音に係る県及び市町村での苦情受付件数は1,239件(26年度1,401件)となっています。(図表4-2-1,2)

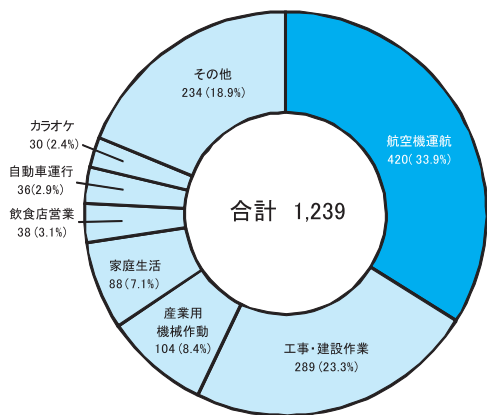
これを発生源別に見ると航空機運航が全体の33.9%を占め最も多く、工事・建設作業が23.3%、産業用機械作動が8.4%となっています。

なお、航空機運航に対する苦情の受付件数は420件で、その多くは羽田空港再拡張に伴う飛行経路の変更によるものです。

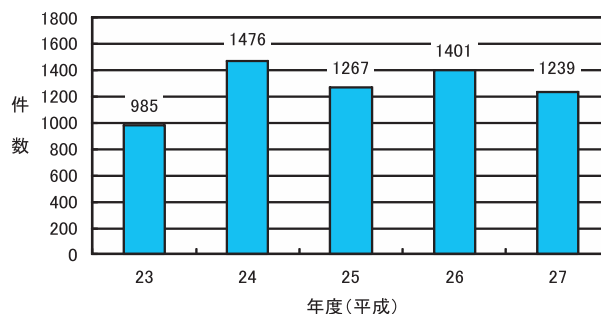
また、苦情の発生源が法規制の対象とならないものも多くなっています。

図表 4-2-1 騒音に係る苦情の発生源別受付件数

(28年3月末現在)



図表 4-2-2 騒音苦情受付件数の推移



(イ) 騒音発生源の状況

a 工場・事業場の騒音

「騒音規制法」は指定地域内で特定施設を持つ工場・事業場(特定工場等)からの騒音を規制しています。

28年3月末現在、指定地域内の特定施設届出状況は図表4-2-3のとおりで、総施設数52,793施設のうち、空気圧縮機及び送風機が78.2%、金属加工機械が14.1%を占めています。なお、27年3月末時点の総施設数は56,370施設でした。

工場・事業場に係る騒音問題は、住工混在地域に立地する中小規模の工場・事業場に関するものが多く、これらは資金的な制約等から有効な防止対策が実施しにくく、問題解決を困難なものにしています。

図表 4-2-3 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

(28年3月末現在)

